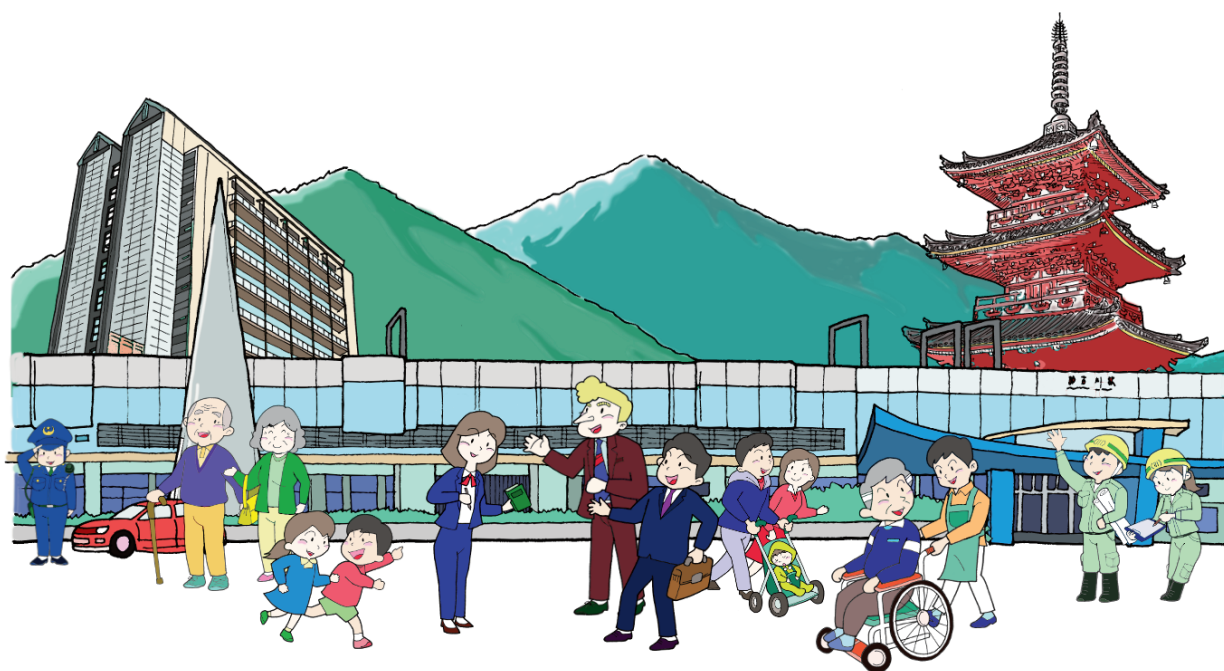


加古川市 人権教育及び人権啓発に関する 基本計画

計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度



令和 5 年（2023年） 3 月
加古川市

計画の基本的な考え方

人権・人権尊重の基本的な考え方

- 人権とは、私たち一人ひとりが国籍・性別・社会的身分・障害の有無などにかかわらず生まれながらに持っている権利であり、すべての人の生命や自由を保障し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない大切な権利です。そして、この権利は、すべての人に平等に保障されなければならないものです。
- 一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権も認め、相互に尊重し合うことが求められています。また、国や地方公共団体等の活動等においても人権尊重の視点は尊重されるべきものです。

人権文化の確立

- 「人権文化の確立」とは、すべての市民が家庭や地域、職場、学校など、日々の暮らしの中で人権を大切にし、尊重しあう習慣が身に付き、定着している社会を実現することです。

総合計画の施策「人権文化の確立」における持続可能な開発目標（SDGs）該当項目



「人権文化の確立」の推進

人権尊重を基盤とした施策・業務の遂行

- 人権文化を確立するためには、人権を尊重する意識を持つことが重要であることから、職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、人権の視点から様々な施策や業務の点検、評価を行いながら人権尊重を基盤とした施策を展開していきます。

人権施策の推進体制

（１）庁内における推進体制

- すべての職員が人権尊重の理念に立って人権施策を展開していくため、職場単位で職場人権教育推進リーダーを配置し、職場人権研修等を通じて、一人ひとりを大切にする明るいまちづくりに主体的に取り組む職員の育成を継続して進めます。
- 人権文化センターが中心となって関係部局との連絡調整を図り、人権に関わる様々な施策の総合的な推進に努めます。
- 人権課題の解決には長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であるため、「加古川市人権教育啓発推進審議会」において施策に関する点検、評価を行っていきます。

（２）関係機関や人権関係団体等との連携

- 加古川市人権・同和教育協議会、加古川市人権啓発推進員協議会、加古川市企業人権・同和教育協議会などの人権関係団体との連携を図りながら、人権施策を推進し市民の人権意識の向上に努めます。
- 法務局や他の人権関係機関や団体との連携と調整を図るとともに、地域の組織・団体等とも協力し、効果的、合理的に人権施策を推進します。

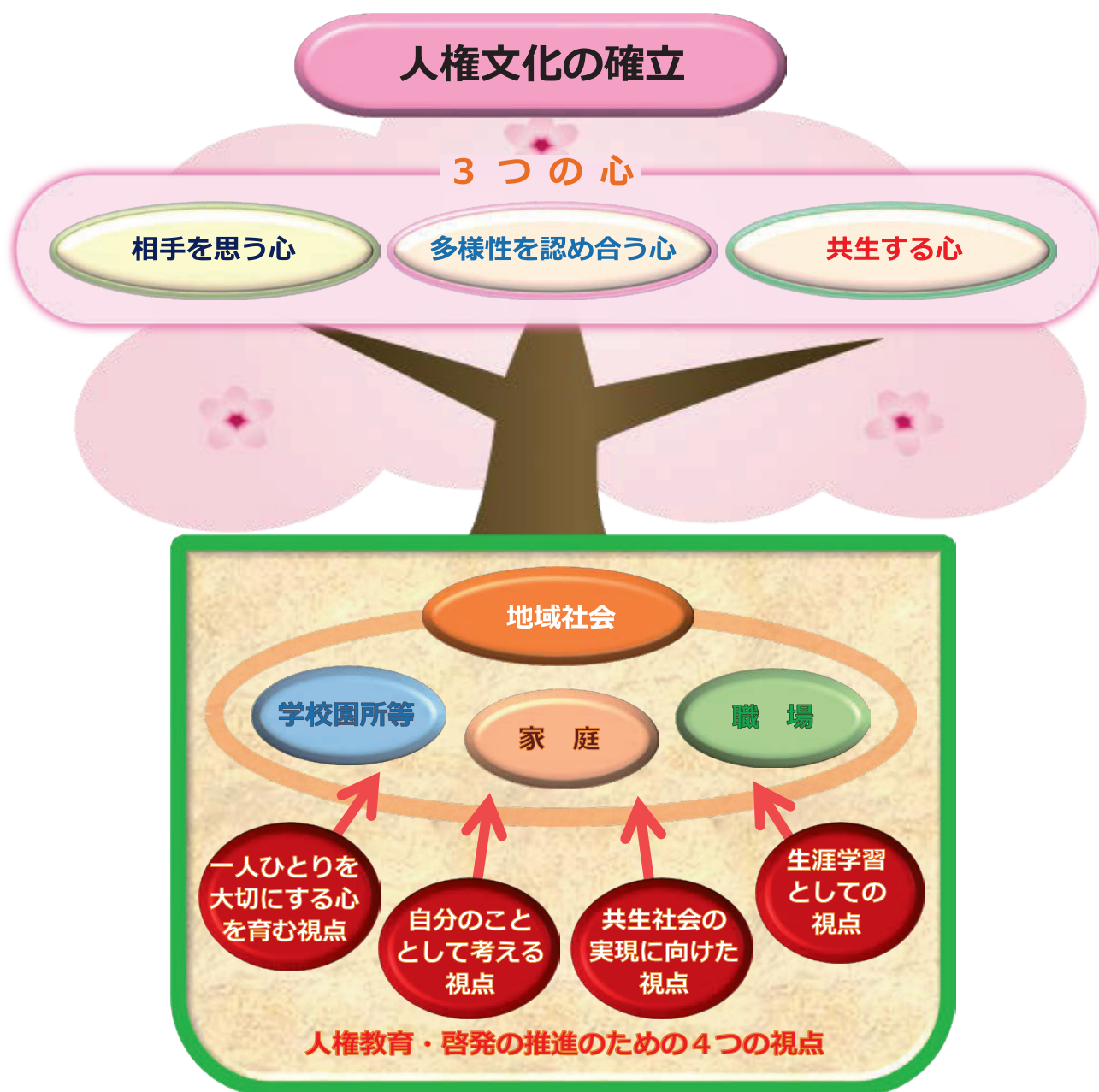
基本方針

- 次の3つの心を育み、人権文化の確立をめざすことを基本方針とします。
 - ◆ 他人の人権を侵害することがないよう『相手を思う心』
 - ◆ 個性や様々な文化によって多様な生き方をしている個々人を互いに尊重しあう『多様性を認め合う心』
 - ◆ お互いに支えあって生きる『共生する心』

基本計画の位置づけ

- 「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定するものです。
- 本基本計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や2021年（令和3年）に実施した「加古川市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ策定しました。

■「人権文化の確立」へのイメージ図



- 人権教育・啓発の推進にあたり、4つの視点を定めるとともに、市民一人ひとりが、様々な人権課題を自らの問題として捉え、その解決に向けて理解を深め、差別や偏見をなくすために積極的に行動できるよう人権教育・啓発を推進することとします。

各場面における人権教育・啓発

家庭

- 家庭はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな情操を育み、思いやりや命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。
- 関係機関等と連携し、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談支援体制の充実に努め、児童虐待などの子どもに対する人権侵害の発生の未然防止に取り組みます。

学校

- 児童生徒が自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等につながる「生きる力」を育む教育を推進します。
- 児童生徒に人権尊重の精神が育つよう人権に配慮した教育活動を行い、安心して楽しく学ぶことができる教育環境の充実に努めます。
- 人権教育に関する理解を促進するため、学校からの積極的な情報発信とともに、「学校園連携ユニット」における人権教育カリキュラムの活用や、学校・家庭・地域が連携した取り組みを進めます。

幼稚園 保育所 認定こども園

- 相手を尊重する意識や思いやりの心を持つなど、人権尊重の精神の芽生えを育むことができる教育・保育を進めます。

職場

- 人権尊重の意識が高い職場の形成と雇用や労働条件の整備など、企業の社会的責任を果たすための取り組みが求められます。
- ハラスメントなどへの認識を深めるとともに、職場において積極的な人権教育・啓発への取り組みが浸透するよう促していきます。

地域 社会

- 地域社会と学校が連携し、地域の人材等を活用した人権学習の実施や、地域の高齢者や障がいのある人との交流を通じて、それぞれの人権について正しく理解を深める取り組みなどを進めます。

市民との 協働

- 市民、市民活動団体、事業者等と行政がお互いを理解し、それぞれの役割を果たしながら協働による人権教育・啓発の推進に取り組みます。



具体的な人権課題

同和問題

同和対策事業の実施以来、生活環境は大きく改善され、また、差別意識の解消に向けた様々な同和教育・啓発活動を実施し、一人ひとりを大切にする「差別のない明るいまちづくり」をめざし、関連事業を総合的・計画的に推進してきました。しかしながら、現在でも全国的に結婚問題を中心とした差別事象や、インターネットによる差別書き込みや動画投稿などが発生しています。

「同和問題は、そのまま放置しておけば自然に解消する」という考え方、いわゆる「寝た子を起こすな」論が根強く残っています。

今後の方向性

- ◆ 同和問題は、重要な人権問題であり、引き続き課題の早期解決に向け、これまでの取り組みを踏まえながら人権教育・啓発を推進します。
- ◆ 人権関係団体や企業、地域の団体等と連携を図りながら、家庭、学校園、職場、地域において人権教育・啓発を推進します。
- ◆ 「寝た子を起こすな」という誤った意識を解消し、同和問題を正しく理解し、誤解や偏見を批判できる力を身に付けるため、同和問題を自分自身の課題として捉える意識の醸成に努めます。

女性

依然として性別による固定的な役割分担意識や差別的な慣習・しきたり等は残っており、また、配偶者等からの暴力（DV）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどが後を絶たない状況です。

今後の方向性

- ◆ 「男女が互いに思いやり 自分らしく とともに生きるまち 加古川」を基本理念とする「加古川市男女共同参画行動計画」による取り組みを進めます。
- ◆ 仕事・家事・育児・介護などにみられる固定観念を払拭し、性別による差別的な取り扱いを受けることのないジェンダー平等を実現していく人権教育・啓発が必要です。
- ◆ 配偶者等からの暴力（DV）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた人権教育・啓発を推進していきます。

子ども

児童虐待、家庭内暴力、学校でのいじめや体罰等といった深刻な問題が発生しています。SNSを媒介としてトラブルに巻き込まれるケースなども増加しているため、専門機関と連携してネットパトロールを実施し、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

今後の方向性

- ◆ 市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、関係機関や様々な組織等と連携・協力を図りながら子ども・子育ての支援に取り組めます。
- ◆ 子どもへのしつけと称する体罰は児童虐待であり、いじめが相手の人格を傷つける重大な人権侵害であると周知し、児童虐待やいじめの防止に向けた人権教育・啓発を行います。また、子ども自らが相談しやすい窓口の周知及び相談することが問題解決につながることに関する学習を進めることで、児童虐待やいじめを早期に発見し、適切な保護が図られるよう努めます。
- ◆ 様々な媒体を通じた子どもへの性的搾取の防止に努めるとともに、インターネット上の有害情報から子どもを守る啓発を進めます。
- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により子どもの健やかな成長と子どもの権利が損なわれないよう支援に取り組めます。

高齢者

高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向け、様々な取り組みを進めています。しかし、本市の高齢者数は増加し、2022年（令和4年）には後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、今後は医療、介護を必要とする高齢者が増加していくことが予想されます。

今後の方向性

- ◆ 高齢者が虐待や特殊詐欺などの消費者被害にあわないよう啓発を進めるとともに、高齢者虐待防止の取り組みや、成年後見制度について高齢者及び家族等への周知を進めます。
- ◆ 高齢者や認知症への理解を促進するため、人権教育・啓発に取り組み、虐待の被害者や家族等からの相談体制の充実や支援を進めます。
- ◆ 高齢者の自立した生活を支援するため、地域全体で高齢者を支えるとともに、自らの知識・経験を発揮できる機会の提供や就労機会の拡大など、自立と生きがいづくりに向けた支援に努めます。

障がいのある人

障がいのある人が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、地域の人とともにいきいきと安心して暮らしていく共生社会の実現をめざした取り組みを推進しています。障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者（児）やその家族からの総合的な相談に対応する体制の構築を図っています。

今後の方向性

- ◆ 市民一人ひとりが、障がいのある人への理解を一層深め、社会的な障壁を解消し、その人権や意思を尊重しながらともに暮らす社会の実現をめざし、手話言語や障害特性に応じたコミュニケーション手段の普及など、効果的な人権教育・啓発を行います。
- ◆ 障害福祉サービス等の利用を通じた就労継続支援の実施など、障がいのある人が自立していくための就労を支援します。
- ◆ 障がいのある人が、地域の人たちの理解のもと、住み慣れた地域の一員として生きがいを持ち安心して暮らしていくことができるよう、社会参加を通じた交流機会の増加に努めます。

外国人

私たちを取り巻く社会では、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題が現存するとともに、国籍、宗教、生活習慣などの違いから、在日外国人に対する就労差別や入居拒否など様々な人権問題も発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチも大きな問題となっています。

今後の方向性

- ◆ 在日外国人に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、異なる文化や考え方への理解を深めるため、それぞれの文化や歴史を学ぶ機会などを捉え啓発活動を行います。
- ◆ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動については、他人事ではなく自分自身にも関係する問題であるという意識を醸成し、許されない行為であるとの認識が広く市民に浸透するよう啓発を図っていきます。
- ◆ 外国人からの様々な相談に対応するほか、多文化共生のための様々な事業を展開している国際交流協会と連携し、相互理解の促進や市民の国際意識の向上に繋がる事業の積極的な展開を図ります。
- ◆ 「加古川市多文化共生社会推進指針」の目標である、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族などの違いの区別なく安心して暮らし、その持てる力を十分に発揮し、互いに支え合い協力しあえる多文化共生社会の実現をめざします。

人権相談

- 人権侵害に関する相談窓口については、人権文化センターをはじめ、法務局などの関係機関においても対応しています。
- 市内各公民館を会場とする巡回人権相談を実施するほか、「人権相談専用ダイヤル」を設置するなど、より身近で気軽に相談できる環境整備を進めています。
- 相談窓口に関する情報を積極的に提供していくとともに、庁内の相談窓口所管部局の連携はもとより、その他の関係機関等との連携を強め、相談者の人権擁護に努めます。

インターネットによる人権侵害

高度情報化社会の進展にともない、インターネットやスマートフォン等の通信手段が普及し生活の利便性が向上した一方で、個人情報や本人の知らないところで収集され、また、他人への誹謗中傷や個人情報の無断掲載、差別書き込みなど、個人の名誉やプライバシーを侵害する人権問題が発生しています。

今後の方向性

- ◆ 個人のプライバシーの保護やインターネットによる人権侵害について改めて認識を深めていくとともに、誤った情報に惑わされぬよう、インターネットリテラシーを身に付けられるよう情報提供を行っていきます。
- ◆ 情報を発信する際には、それを目にする人の気持ちを考えることができる想像力を高めていくような人権教育・啓発を進めます。
- ◆ 差別的な書き込みについて、法務局などの関係機関と連携しつつ、インターネットモニタリング等により、サイト管理者に削除要請を行う等の対応を図っていきます。

性的マイノリティ

国内でも性的マイノリティであることを公表するなど、少しずつ性の多様性が社会的に認知されるようになってきましたが、今なお、性的マイノリティは偏見や差別の対象となり、日常生活の様々な場面において制約や不利益を受けています。

今後の方向性

- ◆ 性の多様なあり方を理解し、性的マイノリティに対する正しい理解を深めていく教育、啓発に取り組みます。
- ◆ 性的マイノリティの方々が、自分らしく生活していくうえでの社会的制約や不利益を解消していくための施策を推進します。

様々な人権問題

今後の方向性

①犯罪被害者とその家族

- ◆ 「犯罪被害者等基本法」及び「加古川市犯罪被害者等支援条例」の趣旨に沿った犯罪被害者等の人権擁護につながる啓発を推進します。

②H I V感染者

・ハンセン病元患者等

- ◆ H I V感染症やハンセン病、新型コロナウイルス、その他の疾病に関する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発を推進します。

③刑を終えて出所した人

- ◆ 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、市内の矯正施設や保護司会等の関係団体と連携・協力し、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発を推進します。

④ヘイトスピーチによる人権問題

- ◆ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨等を広く周知していくとともに、その解消に向け教育・啓発を進めます。

⑤その他の人権課題

- ◆ 人身取引に関する人権問題、非嫡出子に対する人権問題、アイヌの人々の人権問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権問題、ホームレスに関する人権問題、東日本大震災に起因する人権問題など様々な人権問題があります。
- ◆ 今後、このような人権問題を含め、社会経済情勢の変化などから新たに生じる課題を正確に認識し、その状況に応じた取り組みを進めます。

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画 概要版

令和5年（2023年）3月

発行：加古川市 市民協働部 人権文化センター

〒675-0032 加古川市加古川町備後332-1

電話：079-451-5030 F A X：079-426-0062